



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 10 月 20 日（月曜日） 第 656 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁	
○家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則（家畜防疫対策課）	1	○指定障害福祉サービス事業の廃止……………（障がい福祉課）5
告 示		○保安林の指定の解除予定……………（自然環境課）6
○決算の要領の公表……………（財政課）	4	○保安林の指定解除の予定の通知……………（ ” ）6
○公金の収納に関する事務の委託……………（税務課）	4	○鳥獣保護区の更新（12件）……………（ ” ）6
○指定障害福祉サービス事業者の指定（5件）…（障がい福祉課）	4	○特定猟具使用禁止区域（銃）の指定……………（ ” ）9
		○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防課）9
		企業局企業管理規程
		○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業 管理規程……………9

規 則

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 10 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第59号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則（昭和60年宮崎県規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（種付成績等の報告） 第6条 〔略〕 2 家畜受精卵を採取及び処理した獣医師は、前年の1月1日から12月31日までの期間にその者が行った採取及び処理について、その成績を家畜受精卵採取・処理成績書（別記様式第3号）により、毎年1月31日までに知事に報告しなければならない。 3・4 〔略〕	（種付成績等の報告） 第6条 〔略〕 2 家畜受精卵（家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵をいう。以下同じ。）を採取し、又は生産し、及びこれを処理した獣医師は、前年の1月1日から12月31日までの期間にその者が行った採取又は生産及び処理について、その成績を家畜体内受精卵採取・処理成績書（別記様式第3号（その1））又は家畜体外受精卵生産・処理成績書（別記様式第3号（その2））により、毎年1月31日までに知事に報告しなければならない。 3・4 〔略〕

別記様式第3号を次のように改め、同様式を別記様式第3号（その1）とする。

様式第3号（その1）（第6条関係）

家畜体内受精卵採取・処理成績書

家畜改良増殖法施行細則第6条第2項の規定により、
年1月1日から12月31日までに行った家畜体内受精卵の採取及び処理の成績
について、次のとおり報告します。

報告者
住 所
氏 名
連絡先

家畜種類	受精卵採取実施数	受精卵採取成功頭数	受精卵採取数	正常卵数	移植卵数	凍結受精卵保存数	備考
乳用牛							
肉用牛							
その他							

備考

- 1 この成績書は、毎年、報告年の前年1月1日から12月31日までの間に採取した受精卵について記載すること。
- 2 受精卵採取卵数は、採取した全ての受精卵とする。
- 3 正常卵数は、移植可能な受精卵とする。
- 4 凍結受精卵保存数は、凍結前に移植可能と判断した受精卵で凍結保存しているものとし、12月31日現在の保存数とすること。
- 5 「その他」とは、馬、豚とし、家畜の種類がその他の場合は、該当する家畜の種類を表中の備考欄に記載すること。

別記様式第3号（その1）の次に次の1様式を加える。

様式第3号（その2）（第6条関係）

家畜体外受精卵生産・処理成績書

家畜改良増殖法施行細則第6条第2項の規定により、 年1月1日から12月31日までに行った家畜体外受精卵の生産及び処理の成績について、次のとおり報告します。

（ 生体 ・ たい ） 由来

住 所
報告者氏名
連絡先

家畜の種類	未受精卵採取実施数	未受精卵採取成功頭数	未受精卵採取個数	正常卵数	移植卵数	凍結受精卵保存数	備考
乳用牛							
肉用牛							
その他							

備考

- この成績書は、毎年、報告年の前年1月1日から12月31日までの間に採取した未受精卵について記載すること。
- 生体由来と、たい由来とを区別し、それぞれ別葉で作成すること。
- 未受精卵採取個数は、採取した全ての未受精卵とする。
- 正常卵数は、移植可能な受精卵とする。
- 凍結受精卵保存数は、凍結前に移植可能と判断した受精卵で凍結保存しているものとし、12月31日現在の保存数とすること。
- 「その他」とは、馬、豚とし、家畜の種類がその他の場合は、該当する家畜の種類を表中の備考欄に記載すること。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（用紙に関する経過措置）
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の家畜改良増殖法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 679号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第3項の規定により、令和7年9月宮崎県議会定例会において認定に付された決算について、同条第6項の規定により、その要領及び監査委員の意見を次のとおり公表する。

令和7年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 決算の認定に関する議会の議決
 - 令和6年度宮崎県歳入歳出決算 認定
 - 令和6年度宮崎県電気事業会計決算 認定
 - 令和6年度宮崎県工業用水道事業会計決算 認定
 - 令和6年度宮崎県地域振興事業会計決算 認定
 - 令和6年度宮崎県立病院事業会計決算 認定
- 決算の要領
別冊1のとおり
- 監査委員の意見
別冊2のとおり

宮崎県告示第 680号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和7年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号

株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目 421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号

- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）第2条第1項第2号に規定する事業税のうち個人の行う事業に対して課するもの、同項第4号に規定する不動産取得税及び同項第8号に規定する自動車税のうち種別割
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和7年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

宮崎県告示第 681号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和7年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510201926	ブルーベル	都城市一万城町31号12番地	A v o n株式会社	都城市一万城町31号12番地	令和7年10月1日	就労継続支援B型

宮崎県告示第 682号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和7年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510800057	清水台通所センタ ー	西都市大字清水 7 93番地	社会福祉法人光陽 会	西都市大字清水 7 93番地	令和7年10月1日	就労選択支援

宮崎県告示第 683号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和7年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4512050594	フューチャーマー リン	児湯郡高鍋町大字 上江8367	株式会社アヴリー ル	宮崎市田代町75番 地テクノロジーズ ビル5階	令和7年10月1日	就労継続支援A 型

宮崎県告示第 684号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和7年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510300843	グッドライフパー トナー延岡	延岡市古城町一丁 目3番地17	一般社団法人グッ ドライフパートナ ー	東京都杉並区天沼 三丁目2番14号E c oビル	令和7年10月1日	就労選択支援

宮崎県告示第 685号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和7年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4512050578	サンプラスネク スト	児湯郡新富町下富 田3559番地1	サンプラス株式 会社	児湯郡高鍋町大字 南高鍋6441番地	令和7年10月1日	就労継続支援B 型

宮崎県告示第 686号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（

平成17年法律第 123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4512050511	就労支援 空と海	児湯郡高鍋町大字高鍋町 842－8	株式会社空と海	児湯郡木城町大字高城字東宮田 500番地 1	令和 7 年 9 月 30 日	就労継続支援 B 型

宮崎県告示第 687号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 7 年 10 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除予定保安林の所在場所 東諸県郡綾町大字南俣字大口5695－1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 688号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 10 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除予定保安林の所在場所 東諸県郡綾町大字南俣字大口5695－1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 689号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 7 項ただし書の規定により、平成27年宮崎県告示第 648号で指定した岩戸鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 7 年 10 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 鳥獣保護区の名称
岩戸鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域
西臼杵郡高千穂町大字岩戸に所在する県道下野鹿狩戸線天岩戸橋を起点とし、同所から同県道を北西に進み主要地方道緒方高千穂線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み上瀬橋を経て岩戸中前バス停に至り、同所から同主要地方道をさらに約 500メートル進んだ地点に至り、同所から南に進み県道岩戸延岡線の馬生木地区入口に至り、同所から同県道を南西に進み馬場バス停の手前約 500メートルの地点に至り、同所から南西に進み町

道笹之都岩神線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み県道下野鹿狩戸線との接点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和17年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

地元自治体や鳥獣保護管理員との協力により、鳥獣の生息環境の保全に努める。

宮崎県告示第 690号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 7 項ただし書の規定により、平成27年宮崎県告示第 649号で指定した高千穂峡鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 7 年 10 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

高千穂峡鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

西臼杵郡高千穂町大字三田井字神殿に所在する主要地方道諸塚高千穂線と町道くしふる神社線との交点を起点とし、同所から同町道を北東に進み県道北方高千穂線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み鹿狩戸橋を経て高千穂町と日之影町の町境に至り、同所から同県道を南西に約 1,000メートル進んだ地点に至り、同所から五ヶ瀬川と岩戸川の合流点を経て旧向山北小学校校門前の主要地方道諸塚高千穂線に至り、同所から同主要地方道を西に進み町道高千穂峡線との接点に至り、同所から同町道を西に進み町道三田井三ヶ所線との接点に至り、同所から同町道を南西に約 1,400メートル進んだ地点に至り、同所から北に進み跡取川を経て押方簡易郵便局から南東に約 300メートル進んだ県道土生高千穂峡線に至り、同所から同県道を北東に進み高千穂大橋に至り、同所から五ヶ瀬川左岸を北に約 1,000メートル進んだ地点に至り、同所から谷を東に進み国道 218号と主要地方道諸塚高千穂線との交点に至り、同所から同主要地方道を南東に進み起点に至る線によって囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和17年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

地元自治体や鳥獣保護管理員との協力により、鳥獣の生息環境の保全に努める。

宮崎県告示第 691号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 7 項ただし書の規定により、平成27年宮崎県告示第 650号で指定した日向椎葉湖鳥獣保護区の存続期間を次のと

おり更新した。

令和 7 年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

日向椎葉湖鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

東臼杵郡椎葉村上椎葉に所在する県道上椎葉湯前線の堰堤隧道の東口を起点とし、同所から同県道を南に進み国道 265号との接点に至り、同所から同国道を南西に進み村道竹の枝尾線の竹の枝尾橋に至り、同所から同村道を北西に進み桑弓野の山道に至り、同所から同山道を北に進み桑弓野で九電用地界に至り、同所から同用地界を北東に進み県道上椎葉湯前線の上福良橋に至り、同所から同県道を北西に進み不土野橋に至り、同所から村道湯前線を北に進み三ツ股谷に至り、同所から同谷の対岸へ北に進み谷下道に至り、同所から同道を日向椎葉湖に沿い東に進み県道上椎葉湯前線の上福良橋に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線によって囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

当該地域は、動植物の繁殖地であり、現場巡視等を行い、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 692号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 7 項ただし書の規定により、平成27年宮崎県告示第 647号で指定した三津吐県有林鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 7 年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

三津吐県有林鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

西都市大字上揚字三津吐に所在する、地域森林計画西都市第28林班及び29林班の区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

当保護区は、多くの野生鳥獣が生息する場所であるため、巡視活動等を通し保護区の保全に努めるとともに、農林水産物への被害にも適切な対応を行っていく。

宮崎県告示第 693号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 7 項ただし書の規定により、平成27年宮崎県告示第 651号で指定した芋ヶ八重・櫛野鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 7 年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

芋ヶ八重・櫛野鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

児湯郡木城町大字石河内に所在する中八重橋西詰を起点とし、同所から小丸川右岸を南に進み川原ダムに至り、同所から同ダム

を南東に進み同川左岸に至り、同所から同川左岸を南に進み川原橋東詰に至り、同所から同橋を西に進み川原橋西詰に至り、同所から小丸川右岸を北に進み持見国有林の北端の小谷との合流点に至り、同所から同小谷を西に進み西都市と木城町の市町境に至り、同所から同市町境を北西に進み榎林道の交点に至り、同所から同林道を北に進み大瀬内林道との交点に至り、同所から同林道を東に進み起点に至る線によって囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

当該区域は、貴重な野生鳥獣の生息地域であり、保護・管理を行い、鳥獣の生息環境に影響を及ぼすことがないよう留意する。また、近隣地域の農林水産物被害が著しい場合は、捕獲等の対応をする。

宮崎県告示第 694号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 7 項ただし書の規定により、平成27年宮崎県告示第 652号で指定した去川鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 7 年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

去川鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

宮崎市高岡町に所在する宮崎森林管理署去川国有林 252林班及び 253林班並びに 257林班から 260林班までの区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

当該地域は、鳥獣の生息に適した自然環境にあり、国有林を管理する森林管理署を中心とし、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

宮崎県告示第 695号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 7 項ただし書の規定により、平成27年宮崎県告示第 653号で指定した青島中学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 7 年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

青島中学校鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

宮崎市大字折生迫字内ヶ谷5374（青島中学校から旧道青島－内海線に沿って南へ約 800m）に所在する青島中学校有林

3 鳥獣保護区の存続期間

令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

当該地域は青島中学校有林であるため、学術研究の場として鳥獣の保護・繁殖に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

宮崎県告示第 696号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成27年宮崎県告示第 654号で指定した川中鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和7年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
川中鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
東諸県郡綾町に所在する宮崎森林管理署綾国国有林2042林班から2046林班までの区域及び同地区と本庄川（綾南川）右岸に囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
当該地域は国有林であり、野生鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

宮崎県告示第 697号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成27年宮崎県告示第 655号で指定した永田平鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和7年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
永田平鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
小林市細野に所在する県道西麓小林線と市道永田平・天草線の交点を起点とし、同所から同市道を東に進みJ R吉都線踏切に至り、同所からJ R吉都線沿いを南に進み辻の堂川架橋に至り、同所から辻の堂川右岸を北西に進み県道西麓小林線の永田橋に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
定期的な巡視等により、鳥獣の生息状況の把握に努めるとともに、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことのないよう、鳥獣の生息地の環境保全を図るため、ゴミの散乱防止、鳥獣の採餌や休息時の生息に影響のないよう、小林市や地元住民と連携を図りながら、自然環境の保全に努める。

宮崎県告示第 698号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成27年宮崎県告示第 656号で指定した関之尾母智丘鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和7年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
関之尾母智丘鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
都城市庄内町に所在する主要地方道（県道）都城・霧島公園線と市道神田・川崎通線との交点を起点とし、同所から同市道を南

に進み市道今平・下川崎線の接点に至り、同所から同市道を南東に進み市道下川崎 274号線との接点に至り、同所から同市道を西に進み市道下川崎 277号線との接点に至り、同所から同市道を南に進み九州沖縄農業研究センター畑作研究部の作業用道路との交点に至り、同所から同作業用道路を南に進み同センター畑作研究部の正門前を通過して、市道母智丘神社線との接点に至り、同所から同市道を東に進み県道財部・庄内・安久線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道母智丘公園線との接点に至り、同所から同市道を西に進み母智丘ゴルフ場入口との接点に至り、同所からゴルフ場敷地内に入り旧市道母智丘・丸山線を北に進み市道上川崎 240号線との接点に至り、同所から北東に進み市道下川崎・佐土平線との接点に至り、同所から同市道を西に進み県道大倉田・財部線との接点に至り、同所から同県道を北に進み鹿児島県境との交点に至り、同所から同県境を北に進み県道大倉田・財部線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み主要地方道（県道）都城・霧島公園線との接点に至り、同所から同県道を東へ進み起点に至る線に囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

人の入り込みが多い区域であり、ゴミの放置や不用意な行動等により、野生鳥獣の生息環境へ影響を及ぼすことがないよう、地元自治体や鳥獣保護管理員との協力により、環境保全に努める。

宮崎県告示第 699号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成27年宮崎県告示第 657号で指定した二保鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和7年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
二保鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
都城市安久町に所在する国道 222号線と市道下尾平野・鍋谷線との交点を起点とし、同所から同国道を南西に進み鍋谷川との交点に至り、同所から同川を上流に向け約 500メートル進んだ地点に至り、同所から起点に至る線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
地元自治体や鳥獣保護管理員との協力により、鳥獣生息の環境保全に努める。

宮崎県告示第 700号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成27年宮崎県告示第 658号で指定した竹香園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和7年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
竹香園鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

日南市星倉に所在するＪＲ日南線飫肥駅を起点とし、同所から鉄道敷きを北東へ進み宮川踏切に至り、同所から市道白岸１号線を東へ約 270メートル進み国道 222号との交点に至り、同所から同国道を約 500メートル南東へ進み市道星山向原線の終点に至り、同所から同市道沿いに南東へ約 800メートル進み市道宮ノ前時任線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み石川踏切を経て市道楠原平野線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み前鶴橋右岸端に至り、同所から酒谷川右岸側を下流へ進み稲荷下橋右岸端に至り、同所から起点に至る線によって囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

日南市や鳥獣保護管理員と連絡調整を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第 701号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第 1 項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

令和 7 年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称

温谷特定猟具使用禁止区域（銃）

2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域

西諸県郡高原町大字広原字藤丸に所在する国道 221号と町道後谷・温谷線との接点を起点とし、同所から同国道を南東に進み宮崎自動車道の法頭との交点に至り、同所から同法頭を西に進み町道上大迫・東温谷線との接点に至り、同所から同町道を北東に進み町道後谷・温谷線との接点に至り、同所から同町道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間

令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで

宮崎県告示第 702号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和 7 年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 照明院－2－新①地区

(1) 区域の表示

宮崎市大字柏原及び大字浮田の区域内の土地のうち、次の 1 点から15点までを順次結んだ線及び 1 点と15点を結んだ線に囲まれた土地の区域

(2) 座標の表示

座標点	緯度及び経度
1	北緯31度56分01秒9234 東経 131度22分36秒9703
2	北緯31度56分00秒6930 東経 131度22分32秒1990
3	北緯31度56分00秒3660 東経 131度22分31秒1300
4	北緯31度56分00秒4359 東経 131度22分30秒5173
5	北緯31度56分00秒0310 東経 131度22分30秒3287
6	北緯31度55分59秒6818 東経 131度22分29秒9293
7	北緯31度55分59秒4895 東経 131度22分29秒5771
8	北緯31度56分00秒8353 東経 131度22分27秒9399
9	北緯31度56分00秒9160 東経 131度22分28秒2664
10	北緯31度56分00秒6710 東経 131度22分28秒8866
11	北緯31度56分01秒1569 東経 131度22分29秒1026
12	北緯31度56分01秒3281 東経 131度22分29秒3438
13	北緯31度56分02秒3274 東経 131度22分30秒5559
14	北緯31度56分01秒8091 東経 131度22分30秒5400
15	北緯31度56分01秒8036 東経 131度22分30秒9196

企業局企業管理規程

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和 7 年10月20日

宮崎県企業局長 松 浦 直 康

宮崎県企業局企業管理規程第 9 号

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

企業局企業職員就業規程（昭和36年宮崎県企業局企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（介護休暇） 第12条の 2 〔略〕 2～3 〔略〕 4 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、始業の時刻から	（介護休暇） 第12条の 2 〔略〕 2～3 〔略〕 4 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、 <u>4 時間の範囲内</u>

連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

（介護部分休暇）

第12条の3 〔略〕

1～2 〔略〕

3 介護部分休暇の単位は、30分とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間の範囲内とする。

を原則とする。

（介護部分休暇）

第12条の3 〔略〕

1～2 〔略〕

3 介護部分休暇の単位は、原則として、30分とする。

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。